



改正

総重量 8トン以上の中型・大型トラックの

高速自動車国道での 法定最高速度

90km

広島県内では以下の山陽自動車道の区間が該当（令和6年3月現在）

①広島東IC～廿日市JCT ②福山西IC～岡山の県境



改正道路交通法施行令のポイント

令和6年4月1日から車両総重量8トン以上の中型・大型トラックの高速自動車国道における**最高速度(法定)**が現行の80kmから**90km**に引き上げ

高速自動車国道の法定最高速度（自動車の種別別）

自動二輪車



乗用車



総重量8トン未満のトラック



変更なし

100km

総重量8トン以上の
中型・大型トラック



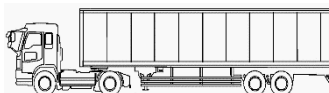
改正前

80km

改正後

90km

トレーラー



大型特殊自動車



他の車をけん引するとき、三輪の自動車

変更なし

80km

改正案	現行
<p>（最高速度）</p> <p>第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時</p> <p>イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。）のうち専ら人を運搬する構造のもの</p> <p>ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの</p> <p>ハ〜ヘ（略）</p> <p>二 大型自動車のうち前号イに掲げるもの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるもの以外のもの 九十キロメートル毎時</p>	<p>（最高速度）</p> <p>第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時</p> <p>イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち専ら人を運搬する構造のもの</p> <p>ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの</p> <p>ハ〜ヘ（略）</p> <p>（新設）</p>

<p>2 (略)</p>	<p>三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時</p>
<p>2 (略)</p>	<p>二 前号イからへまでに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時</p>